

在宅複合型施設 ざおうの杜 利用要項

1割負担

事業内容： 通所介護・介護日常生活総合事業
居宅介護支援事業

令和8年4月1日改定

◇通所介護（デイサービス）

サービス内容 生活指導・機能訓練・介護サービス・入浴サービス・健康状態の確認
送迎・給食サービス

営業時間：月曜日～日曜日 午前9：15～午後4：15 利用時間：7時間以上8時間未満

＜利用料＞（1日あたりの利用料金）

単独型通所介護費

	1日あたりの 利用料金	介護保険適用時の1日 あたりの自己負担額		1日あたりの 利用料金	介護保険適用時の1日 あたりの自己負担額
要介護 1	6,290円	629円	入浴介助加算（I）	400円	40円
要介護 2	7,440円	744円	サービス提供体制 強化加算（I）	220円	22円
要介護 3	8,610円	861円	若年性認知症利用 者受入加算	600円	60円
要介護 4	9,800円	980円			
要介護 5	10,970円	1,097円			

※ 中山間地域加算適用地域（白石市、七ヶ宿町）の場合は、基本利用料の月額に5%が加算となります。

※ 介護職員等処遇改善加算 I 月総単位数の9.2%が加算となります。

◇介護・日常生活総合事業（デイサービス）

＜利用料＞

単独型通所介護費

	1月あたりの 利用料金	介護保険適用時の1月 あたりの自己負担額		1月あたりの 利用料金	介護保険適用時の1月 あたりの自己負担額
通所型サービス1	17,980円	1,798円	サービス提供体制強化加算（I） 通所型サービス1	880円	88円
通所型サービス2	36,210円	3,621円	サービス提供体制強化加算（I） 通所型サービス2	1760円	176円
若年性認知症利用 者受入加算	2,400円	240円			

※ 中山間地域加算適用地域（白石市、七ヶ宿町）の場合は、基本利用料の月額に5%が加算となります。

※ 介護職員等処遇改善加算 I 月総単位数の9.2%が加算となります。

＜その他の利用料＞

食費	1食あたり（おやつ代含む） 650円（全額自己負担）		
複写物	1枚 10円	おむつ、パット	実費

※ 交通費 — 通常の事業の実施地域を越えて送迎を行う場合、その超える部分について1Kmあたり40円（現在は無料サービス中）

◆居宅介護支援事業

サービス内容 居宅サービス計画作成・指定居宅サービス事業者等との連絡調整
介護保険施設への紹介・利用者に対する相談援助業務

交通費 — 通常の事業の実施地域を越えて相談を行う場合、その超える部分について1Kmあたり40円。

営業時間 月曜日～土曜日 午前8：30～午後5：30

在宅複合型施設 ざおうの杜 利用要項

2割負担

事業内容： 通所介護・介護日常生活総合事業
居宅介護支援事業

令和8年4月1日改定

◇通所介護（デイサービス）

サービス内容 生活指導・機能訓練・介護サービス・入浴サービス・健康状態の確認
送迎・給食サービス

営業時間：月曜日～日曜日 午前9：15～午後4：15 利用時間：7時間以上8時間未満

＜利用料＞（1日あたりの利用料金）

単独型通所介護費

	1日あたりの 利用料金	介護保険適用時の1日 あたりの自己負担額		1日あたりの 利用料金	介護保険適用時の1日 あたりの自己負担額
要介護 1	6,290円	1,258円	入浴介助加算（I）	400円	80円
要介護 2	7,440円	1,488円	サービス提供体制 強化加算（I）	220円	44円
要介護 3	8,610円	1,722円	若年性認知症利用 者受入加算	600円	120円
要介護 4	9,800円	1,960円			
要介護 5	10,970円	2,194円			

※ 中山間地域加算適用地域（白石市、七ヶ宿町）の場合は、（基本利用料の月額に5%）×2が加算となります

※ 介護職員等処遇改善加算 I （月総単位数の9.2%）×2が加算となります。

◇介護・日常生活総合事業（デイサービス）

＜利用料＞

単独型通所介護費

	1月あたりの 利用料金	介護保険適用時の1月 あたりの自己負担額		1月あたりの 利用料金	介護保険適用時の1月 あたりの自己負担額
通所型サービス1	17,980円	3,596円	サービス提供体制強化加算（I） 通所型サービス1	880円	176円
通所型サービス2	36,210円	7,242円	サービス提供体制強化加算（I） 通所型サービス2	1760円	352円
若年性認知症利用 者受入加算	2,400円	480円			

※ 中山間地域加算適用地域（白石市、七ヶ宿町）の場合は、（基本利用料の月額に5%）×2が加算となります

※ 介護職員等処遇改善加算 I （月総単位数の9.2%）×2が加算となります。

＜その他の利用料＞

食費	1食あたり（おやつ代含む） 650円（全額自己負担）		
複写物	1枚 10円	おむつ、パット	実費

※ 交通費 — 通常の事業の実施地域を越えて送迎を行う場合、その超える部分について1Kmあたり40円（現在は無料サービス中）

◆居宅介護支援事業

サービス内容 居宅サービス計画作成・指定居宅サービス事業者等との連絡調整
介護保険施設への紹介・利用者に対する相談援助業務

交通費 — 通常の事業の実施地域を越えて相談を行う場合、その超える部分について1Kmあたり40円。

営業時間 月曜日～土曜日 午前8：30～午後5：30

在宅複合型施設 ざおうの杜 利用要項

3割負担

事業内容： 通所介護・介護日常生活総合事業
居宅介護支援事業

令和8年4月1日改定

◇通所介護（デイサービス）

サービス内容 生活指導・機能訓練・介護サービス・入浴サービス・健康状態の確認
送迎・給食サービス

営業時間：月曜日～日曜日 午前9：15～午後4：15 利用時間：7時間以上8時間未満

＜利用料＞（1日あたりの利用料金）

単独型通所介護費

	1日あたりの 利用料金	介護保険適用時の1日 あたりの自己負担額		1日あたりの 利用料金	介護保険適用時の1日 あたりの自己負担額
要介護 1	6,290円	1,887円	入浴介助加算（Ⅰ）	400円	120円
要介護 2	7,440円	2,232円	サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	220円	66円
要介護 3	8,610円	2,583円	若年性認知症利用 者受入加算	600円	180円
要介護 4	9,800円	2,940円			
要介護 5	10,970円	3,291円			

※ 中山間地域加算適用地域（白石市、七ヶ宿町）の場合は、（基本利用料の月額に5%）×3が加算となります
 ※ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ（月総単位数の9.2%）×3が加算となります。

◇介護・日常生活総合事業（デイサービス）

＜利用料＞

単独型通所介護費

	1月あたりの 利用料金	介護保険適用時の1月 あたりの自己負担額		1月あたりの 利用料金	介護保険適用時の1月 あたりの自己負担額
通所型サービス1	17,980円	5,394円	サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 通所型サービス1	880円	264円
通所型サービス2	36,210円	10,863円	サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 通所型サービス2	1760円	528円
若年性認知症利用 者受入加算	2,400円	720円			

※ 中山間地域加算適用地域（白石市、七ヶ宿町）の場合は、（基本利用料の月額に5%）×3が加算となります
 ※ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ（月総単位数の9.2%）×3が加算となります。

＜その他の利用料＞

食費	1食あたり（おやつ代含む） 650円（全額自己負担）		
複写物	1枚 10円	おむつ、パット	実費

※ 交通費 — 通常の事業の実施地域を越えて送迎を行う場合、その超える部分について1Kmあたり40円（現在は無料サービス中）

◆居宅介護支援事業

サービス内容 居宅サービス計画作成・指定居宅サービス事業者等との連絡調整
介護保険施設への紹介・利用者に対する相談援助業務

交通費 — 通常の事業の実施地域を越えて相談を行う場合、その超える部分について1Kmあたり40円。

営業時間 月曜日～土曜日 午前8：30～午後5：30